

(博士論文の要約)

## 近世被差別民の法制史的考察

藤原 有和

本論文は、近世日本の被差別身分と被差別身分が関わった訴訟・裁判について考察している。

近世の政治権力による身分差別政策は宗教統制策と密接に関連して実施されている。このことが近世賤民制の特色の一つとなっている。このような問題関心から、まず第1章ではキリシタン弾圧と大坂四ヶ所垣外の成立、第4章では寛文5年(1665)全国的寺請制宗門改の実施と三次藩における部落寺院の成立、第8章では一向一揆の弾圧と部落の成立との関連に着目した戦時下の先駆的学説についてふれている。

つぎに、被差別身分の人びとが訴訟・裁判などを通じて、どのようにして身分解放の闘いを実践したのか明らかにしている。第2章では入会山をめぐる争論、第3章では尾張藩における番人の身分解放、第4章では西本願寺への平僧としての自剃刀願(真宗門徒の人びとによる仏性の平等思想に基づく部落寺院の解放運動を意味する)について述べている。

つぎに、大坂町奉行所の裁判について考察している。第5章では大塩平八郎の担当した「邪宗門一件」、第6章では江戸時代の結婚差別に関する裁判例について検討している。たとえば、相手が平人女性であると知りながら婚姻した被差別身分の男性は、大坂町奉行所では入墨刑を科されているが、京都町奉行所と長崎奉行所では追放刑を科されている。このように同種の事例について、幕府裁判役所が異なる刑罰を科していることから、幕府が裁判の準則を全国的に統一することは容易ではなかったことがわかる。

第7章では江戸時代の大坂・堺両奉行所における行刑の実態に光を当てている。たとえば、幕末期に死刑を執行された者のほぼ8割は無宿で、その犯罪は窃盗罪の累犯が多い。また刑種別の執行数は、入墨・敲刑が一番多い。

牢死について大坂の場合、天明期は年平均54人であるが、幕末期の年平均は約6倍の344人に増加している。このことは、町奉行所における取調べと牢屋の実態が苛酷であったことを示唆している。

各章の要約はつぎのとおりである。

### 第1章 摂州東成郡天王寺村転切支丹類族生死改帳の研究

近世大坂の悲田院・鳶田の両非人垣外および紀州和歌山城下吹上非人村の長吏が、転びキリシタン本人およびその類族であることを明らかにした。したがって、幕府権力の宗教弾圧政策によって転びキリシタンが大坂四ヶ所の非人身分に身分をおとされたことがわかる。

### 第2章 野間口村と上下余野村との入会山をめぐる争論

摂州能勢郡野間口村は上下余野村から入会権(みつれ山の柴草を刈り取る権利)の侵害を受けるが、粘り強く闘い入会権を保持している。領主の身分差別政策・

分村政策（自治的結束の分断政策）の民衆への浸透が、民衆の差別的行動を誘発したものと考えられる。

### 付論 1 野間口村による役負担拒否の運動

享保 3 年（1718）、摂州 17 カ村の皮田村は、天部村・六条村年寄中から皮田歩役を命じられるが、13 カ村皮田は連携して拒否している。また、慶応 2 年（1866）浅草弾左衛門から長州行き人足催促・鉄砲組編成のため出役を命じられた際は、往古より渡辺村（役人村）の配下ではなく、田畑を所持する百姓で田畑の耕作を第一とすることを理由に、下田村とともに拒否している。

### 付論 2 明治期における野間口村と余野村との「境界地争論」について

明治初年の地租改正事業がきっかけとなって、当村にある延宝検地帳の写しと余野村にある本書とを照合した結果、上余野村庄屋忠兵衛（当時余野村庄屋を兼帯）の作為によって、本来当村に所属する土地が下余野村の所属に変更していることが判明したため、訴えを提起している。本件について、当村が人民権利上の利害損益に関するものと考えたのに対して、大審院は、各村の所属を変更・改正するのは地方官の処分に戻すものと考えている。

## 第 3 章 尾州領における無宿盗賊と番人

尾州領における追放刑と立帰無宿の問題、番人の身分解放について考察している。尾張では入江町の乞食頭惣内が非人組織を統制したとされている。鳴海村の番人和吉は箠摺五平治（小頭）の下で無宿盗賊の取締りなどの警察的業務に携わっていたが、当村百姓善蔵と親分子分の設定することによって、番人身分から百姓身分に解放されている。

## 第 4 章 部落寺院の解放運動

近世の東西本願寺教団は穢寺組織をつくっていた。穢寺の僧侶は、本山で門主から直接御剃刀を受けることができず、自剃刀しか許されていなかった。本山は、部落寺院を配下としながらも、その直接の関係を断絶し、「寺外の寺」として卑賤視していたのである。したがって、部落寺院の多くは、いわゆる部落寺院の中本山（手次ぎ寺）を経由して木仏などを下付されている。しかし、石見国の或る部落寺院（西本願寺末寺）は、准如より直接下付された方便法身尊形像裏書を証拠として、直末寺院（本山と直接の関係がある寺院）であると主張している。本山に対して、「穢僧」としてではなく、「平僧」として自剃刀願をしている。つまり、仏性の平等思想に基づき、本願寺側のカースト的身分差別思想（「穢寺」制度）の矛盾を指摘している。

## 第 5 章 大塩平八郎と「邪宗門一件」

大塩の三大功績のひとつとされている「邪宗門一件」について、老中から諮問をうけた評定所一座は、掛り与力大塩による吟味が極端な見込み捜査を前提とするものであったため、「吟味の仕直し」を求めている。しかし、老中は評議の趣はもっともであるが、今更吟味を仕直し、切支丹宗門ではないということになれば、御制禁の弛緩になるため、掛り見込みの通り切支丹と決めるよう指図している。

## 第6章 平人と被差別民との婚姻・雇用をめぐる裁判について

### —大坂町奉行吟味伺書の考察—

大坂町奉行所・堺奉行所における平人と被差別民との婚姻・雇用・混住の裁判事例の検討を通じて、幕府裁判役所の先例主義の実際を明らかにしている。幕府評定所において、寛政年間の先例は文政年間まで尊重されていることから、寛政以降の幕府の差別強化政策が判決へ反映しているという従来の学説は見直されるべきである。

## 第7章 大坂町奉行所の裁判について

大坂町奉行所・堺奉行所における裁判事例について考察している。刑事統計の分析、町奉行と城代の役割、先例主義の実際、「穢多仕置」、大坂四ヶ所非人による風聞探索の問題にも言及している。

## 第8章 塩谷孝太郎の生涯—演劇界から部落史研究へ—

戦時下において、演劇人塩谷孝太郎が執筆した『部落史論考』の部落史研究上における意義について考察している。塩谷は祝(ハリ)職、山伏が弾圧をうけて身分をおとされたとする「身分貶下説」である。この点についての実証は困難であるが、一向一揆の弾圧と被差別部落の形成についての関連を指摘している点が注目される。塩谷が調査した部落寺院の由緒によれば、その初代は本願寺に加勢し、数度の戦功あげ、感状を付与されている。天正8年(1580)石山合戦の和睦が成立し、顕如上人を紀州鷺の森へ移した時より、一向宗門に深く帰依し、剃髪。豊原院釈正西と号し、当地に草庵をつくったという。

以上